

## 瀬戸市工事等検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、市が発注する工事等（業務委託を含む。以下「工事等」と言う。）に係る行政課の行う検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。  
(瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号。以下「契約規則」という。）第4条第1号に規定する契約担当者をいう。)
- (2) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。（契約規則第4条第2号に規定する契約者をいう。)
- (3) 監督職員 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。（契約規則第4条第3号に規定する監督職員（以下「監督員」という。）をいう。)
- (4) 検査職員 行政課長から検査を命ぜられた者をいう。（以下「検査員」という。)
- (5) 担当課 工事等を施行（設計、調査、工事監理等）する担当の課等をいう。
- (6) 担当課長 担当課の長をいう。

(適用範囲)

第3条 行政課の行う検査の範囲は、次のとおりとする。ただし、その他の請負工事、業務委託等であって市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、水道施設工事等のうち設計金額が500万円を超える請負工事とする。ただし、特殊な工事を除く。
- (2) 調査、測量、設計及び監理委託のうち設計金額が130万円を超える業務委託とする。ただし、特殊な業務委託を除く。

2 前項に該当しない検査は、原則として担当課又は部内で行うものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、完了検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完了検査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 工事等が完了したとき。
- (2) 部分引渡しにおける指定部分に係る工事等が完了したとき。

3 出来形検査は、次の場合に工事等（工事用物件の購入を除く。）の既済部分について行うものとする。

- (1) 工事等について部分払い又は部分使用をしようとするとき。
  - (2) 工事等の中止の場合にあつては、工事等を中止しようとするとき。
  - (3) 工事等の契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。
- 4 中間検査は、工事等（測量、調査、設計及び工事用物件の購入を除く。）完了後において出来形の確認が困難な場合又は適正な完成検査の執行を図るために必要な場合において、工事施工途中（工事関係書類の確認を含む。）に行う検査をいう。

（契約結果及び変更契約の通知）

第5条 担当課長は、第3条第1項各号の工事等について、金額の適用範囲にかかわらず、契約締結後（仮契約締結後を含む。）又は変更契約締結後（仮契約締結後を含む。）速やかに契約（変更契約）結果通知書（瀬戸市工事等検査要領（以下「検査要領」という。）第1号様式）により、行政課長に通知するものとする。

（検査の依頼）

第6条 担当課においては、第3条第1項1号により第4条の検査を必要とするときは、瀬戸市工事施行規則第20条に規定する下検査を実施後、工事等検査依頼決議書（検査要領第2号様式）により決裁権者の決裁を受け、工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）により当該工事等に係る関係書類を添えて行政課長に提出するものとする。

2 第3条第1項2号により、第4条による検査を必要とするときは、担当課内での検査実施後、工事等検査依頼決議書（検査要領第2号様式）により決裁権者の決裁を受け、工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）により当該工事等に係る関係書類を添えて行政課長に提出するものとする。

3 前項の担当課内での検査を実施する者（以下「検査者」という。）は、課長補佐職と同等以上の者又は係長職とする。

4 検査依頼の時期は、工事完了検査の場合、完了届提出日より7日以内、その他の検査は、契約者の書類提出日より5日以内に依頼をするものとする。

（検査員の任命）

第7条 第3条第1項で行う検査の検査員は、行政課契約検査係の職員のうちから工事等1件ごとに検査員任命決議書（瀬戸市工事施行規則における諸書類の様式を定める要綱（以下「様式を定める要綱」という。）第14号様式）、及び検査員任命書（検査要領第3号様式）により決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該担当課及び行政課契約検査係以外の職員を工事等1件ごとに検査員として任命することができる。

- (1) 専門的知識を必要とするとき。
- (2) 検査が集中するとき。
- (3) 行政課契約検査係の職員がやむを得ず欠けたとき。

2 行政課長は、前項ただし書きの規定による検査をしようとするときは、あ

らかじめ検査員候補者名簿（検査要領第4号様式）を作成し、市長の承認（検査要領第5号様式）を得て、その中から検査員を任命するものとする。

3 検査員の任命の時期は、次によるものとする。

(1) 完了検査は、完了届（様式を定める要綱第13号様式）の提出後、工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）の提出があったときとする。

(2) 出来形検査は、次のいずれかにより、工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）の提出があったときとする。

ア 工事等の部分払いの場合にあつては、契約者より部分払検査申請書（検査要領第6号様式）の提出があったとき。

イ 工事等の部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

ウ 工事等の施工中止の場合にあつては、当該工事等を中止しようとするとき。

エ 工事等の契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査は、行政課長が検査の実施を必要と認めたとき又は担当課長より工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）の提出があったときとする。

（検査の委託）

第8条 行政課長は、特に専門的知識を必要とすることその他の理由により第7条第1項若しくは第2項の職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、市長の承認を得て、職員以外の者（地方自治法施行令第167条の15第4項、契約規則第49条）に委託して検査を行わせることができるものとする。

（検査の時期）

第9条 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期は、相手方（契約者）から給付の終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条第1項の規定による。契約規則第44条第4項の規定。）。

（検査実施の通知）

第10条 行政課においては、第6条に規定する検査の依頼を受けたときは、検査日時を定め工事等検査実施通知決議書（検査要領第7号様式）により決裁権者の決裁を受け、工事等検査実施通知書（検査要領第7号様式の2）により、担当課長に通知するものとする。

（検査の準備）

第11条 担当課長は、前条に規定する通知があったときは、次に掲げる措置をするものとする。

(1) 監督員及び契約者に対する検査実施の通知

(2) 契約書、設計図書、工事記録、監督記録、出来形図及び工事写真等工事実施上の関係書類の整備

(3) その他行政課長が必要と認める事項

(検査の立会い)

第12条 検査は、担当課長又は担当課長が指名した職員（係長以上）、監督員及び契約者又は現場代理人若しくは主任技術者等の立会いのもとに行うものとする。

(検査の原則)

第13条 建設工事検査は、現地において工事の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質、性能、その他必要な事項について確認するものとする。

2 業務委託の検査は、設計図書等に基づいて調査又は成果品、その他必要な事項について確認するものとする。

3 検査に際して、地下、水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、当該工事等の監督員の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

4 前2項の検査にあたり必要があるときは、工事の施工部分を破壊、分解及び試験をして検査を行うことができるものとする。

5 前項の検査を実施したときは、期限を定めて契約者に破壊、分解の補修をさせるものとする。

6 日本工業規格その他諸規格に定めのある工事用資材については、その定めるところによるものとする。ただし、やむを得ない場合には、製造所の試験記録をもってこれに代えることができるものとする。

(臨機の措置)

第14条 検査員は、検査にあたり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認める事項があるときは直ちに行政課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の中止)

第15条 検査員は、検査を行う際、契約者、現場代理人又は主任技術者が次のいずれかに該当するときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 検査の立会いを拒んだとき。

(2) 検査員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わなかったとき。

(検査の基準)

第16条 検査は、別に定める「瀬戸市工事等検査基準」に基づき行うものとする。

(検査調書の作成)

第17条 検査員は、検査を行ったときは、検査調書（様式を定める要綱第15号様式、業務委託の場合は検査要領第14号様式）を作成するものとする。

(工事等手直しの指示)

第18条 検査員は、検査の結果、当該工事等について手直しの必要を認めた

ときは、手直し指示決議書（検査要領第8号様式）により決裁権者の決裁を受け手直し指示書（検査要領第9号様式）により担当課長に手直しを命じるものとする。ただし、検査員が軽易であると認めたときは、口頭により指示することができるものとする。

- 2 担当課長は、行政課長から工事等の手直し指示があったときは、手直し指示書（検査要領第9号様式の2）により契約者に手直しを命じるものとする。ただし、口頭による手直し指示があったときは、口頭により指示することができるものとする。

（手直しの完了届）

第19条 担当課長は、工事等の手直しが完了したときは、直ちに契約者から手直し完了届（検査要領第10号様式）を提出させるものとする。ただし、口頭による手直し指示があったときは、口頭により報告させることができるものとする。

- 2 担当課においては、契約者から手直し完了の提出があったときは、工事等検査依頼決議書（検査要領第2号様式）により決裁権者の決裁を受け、工事等検査依頼書（検査要領第2号様式の2）により当該工事等に係る関係書類を添えて行政課長に提出するものとする。ただし、口頭による手直し指示があったときは、口頭により報告することができるものとする。

（手直しの確認）

第20条 第17条の検査を行った検査員は、手直し部分に係る給付の内容について検査を行い、その確認をしなければならない。ただし、手直しの内容が軽易な場合は、工事記録、写真等により現地検査に代えることができるものとする。

- 2 検査員は、手直しに係る検査を完了したときは、第17条の検査調書（様式を定める要綱第15号様式）を作成するものとする。

（工事等の成績評定）

第21条 工事等の検査が完了したときは、その成績について別に定める「瀬戸市工事等成績評定要領」により評定するものとする。

（検査結果の通知）

第22条 第17条又は第20条の検査をしたときは、検査結果通知決議書（検査要領第11号様式）により決裁権者の決裁を受け、検査結果通知書（検査要領第12号様式、様式を定める要綱第16号様式）により担当課長及び担当課長を経由して契約者に通知するものとする。

（工事等検査記録）

第23条 検査員は、検査の記録を工事等検査記録（検査要領第13号様式）により整備しておかなければならない。

（外部検査等との関係）

第24条 国、県及びその他が行う検査等については、担当課が受けるものと

する。

(雑則)

第25条 この要領に定めるもののほか、検査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。